
南富良野町 ごみ処理基本計画の概要



令和6年3月
南富良野町

1. 計画策定の目的

家庭生活の営み及び事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生の維持・向上を図るよう、適正に処理する必要があります。

本計画は、本町における今後のごみ処理行政に関し、長期的・総合的に計画的なごみ処理の推進及びごみの発生抑制、発生から最終処分に至るためのごみの適正な処理を図るための基本的な方針を定めるものとします。

2. 計画の期間

本計画の期間は、計画策定の次年度である令和 6 年度(2024 年度)から令和 15 年度(2033 年度)を目標年度とした 10 年間とし、策定から 5 年後の令和 10 年度(2028 年度)を中間目標年度と設定します。

中間目標年度においては、社会環境等の状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとします。

表 2.1 計画期間と目標年度

		計 画 期 間				
年度	令和	R5	R6~R9	R10	R11~R14	R15
	西暦	2023	2024~2027	2028	2029~2032	2033
内 容		計画策定	⇒	中間目標	⇒	目標年度

3. 計画の位置付け

廃棄物処理法の第 6 条第 1 項の規定により、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない』とされています。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されます。

また、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物実施計画は、それぞれごみに関する計画(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)で構成されます。

本計画は、この「ごみ処理基本計画」を『一般廃棄物処理基本計画』として策定するもので、本町における一般廃棄物処理事業の最上位計画とします。

4. ごみ処理のフロー

本町を含む富良野生活圈(以下「本圏域」と称す)の圏域 5 市町村(富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村)では、可燃ごみや容器包装プラスチック、ペットボトルや生ごみ等について、施設の共同利用による広域処理を行っています。

本町では動物死体を広域処理しており、町単独では不燃ごみと粗大ごみの埋立処分として南富良野町一般廃棄物最終処分場を利用し、また再生処理のうち古紙類、廃乾電池等の有害ごみ、あきかんについては、再生処理業者への委託処理を実施しています。

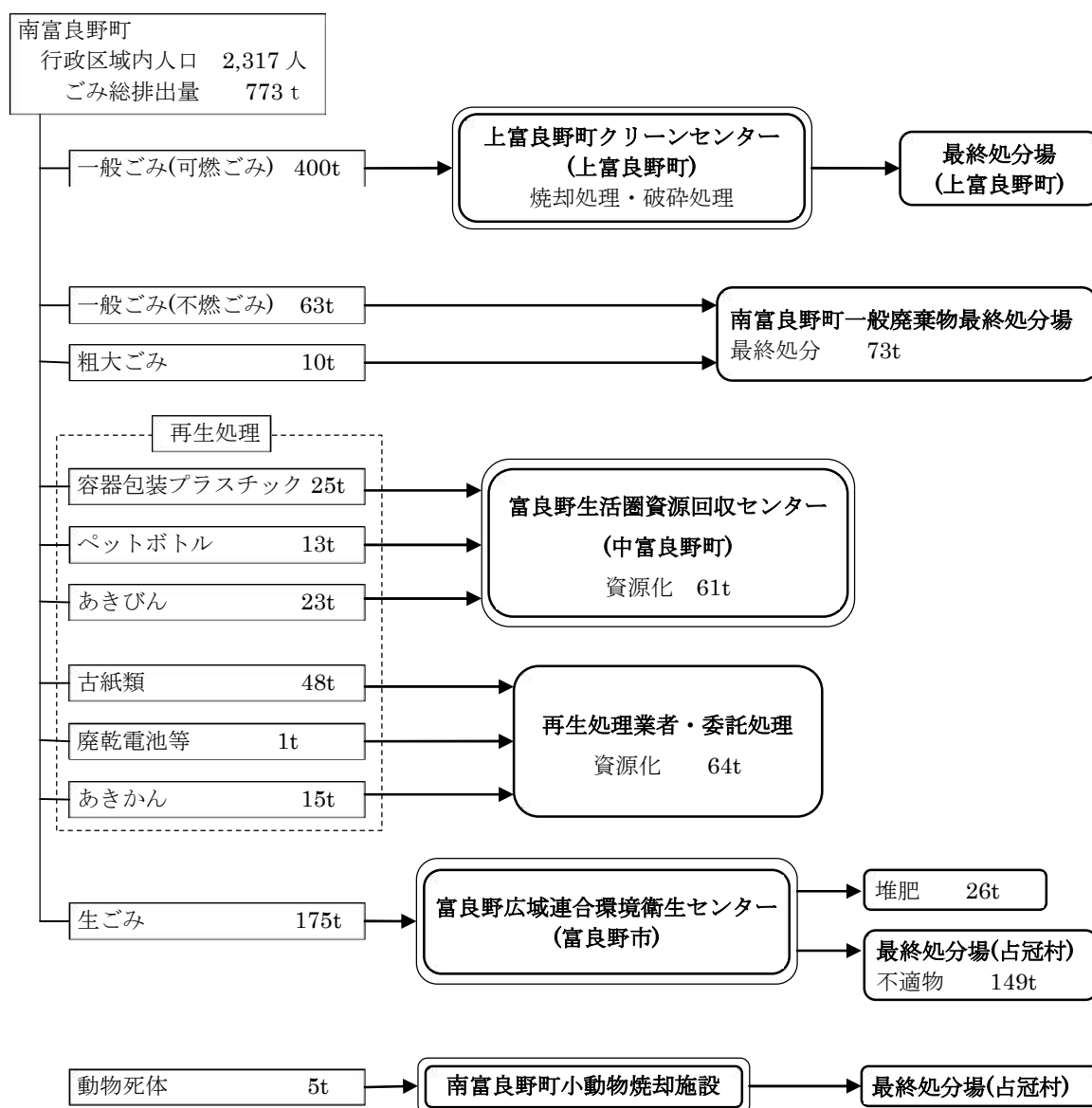


図 4.1 南富良野町におけるごみ処理フロー(令和 4 年度(2022 年度)実績値)

5. ごみ処理の実績

本町の全体ごみ排出量は、直近の令和4年度(2022年度)で773tであり、9年前の平成25年度(2013年度)に対して約83%と、同年比の計画収集人口の減少率86%に近い傾向です。

全体ごみ排出量に対する1人1日当りの排出量(g/人・日。以下「原単位」と称する)は、北海道廃棄物処理計画〔第5次〕の目標値900g以下を上回り、目標を達成していません。

表 5.1 全体ごみ排出量の原単位の実績・推移

(単位：人、t/年、g/人・日)

区分 \ 年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
計画収集人口(3月末)	2,694	2,631	2,622	2,560	2,544	2,465	2,404	2,357	2,332	2,317
全体ごみ排出量	932	906	879	869	884	838	853	807	770	773
〃 の原単位	948	943	916	930	952	931	969	938	905	914
上記、原単位の平均値	前期5ヵ年平均値：938					後期5ヵ年平均値：932				
	10ヵ年平均値：935									

※：原単位は年365日(平成28年度と令和2年度は366日)で算出したものです(以下、共通)。

出典：南富良野町建設課環境衛生係

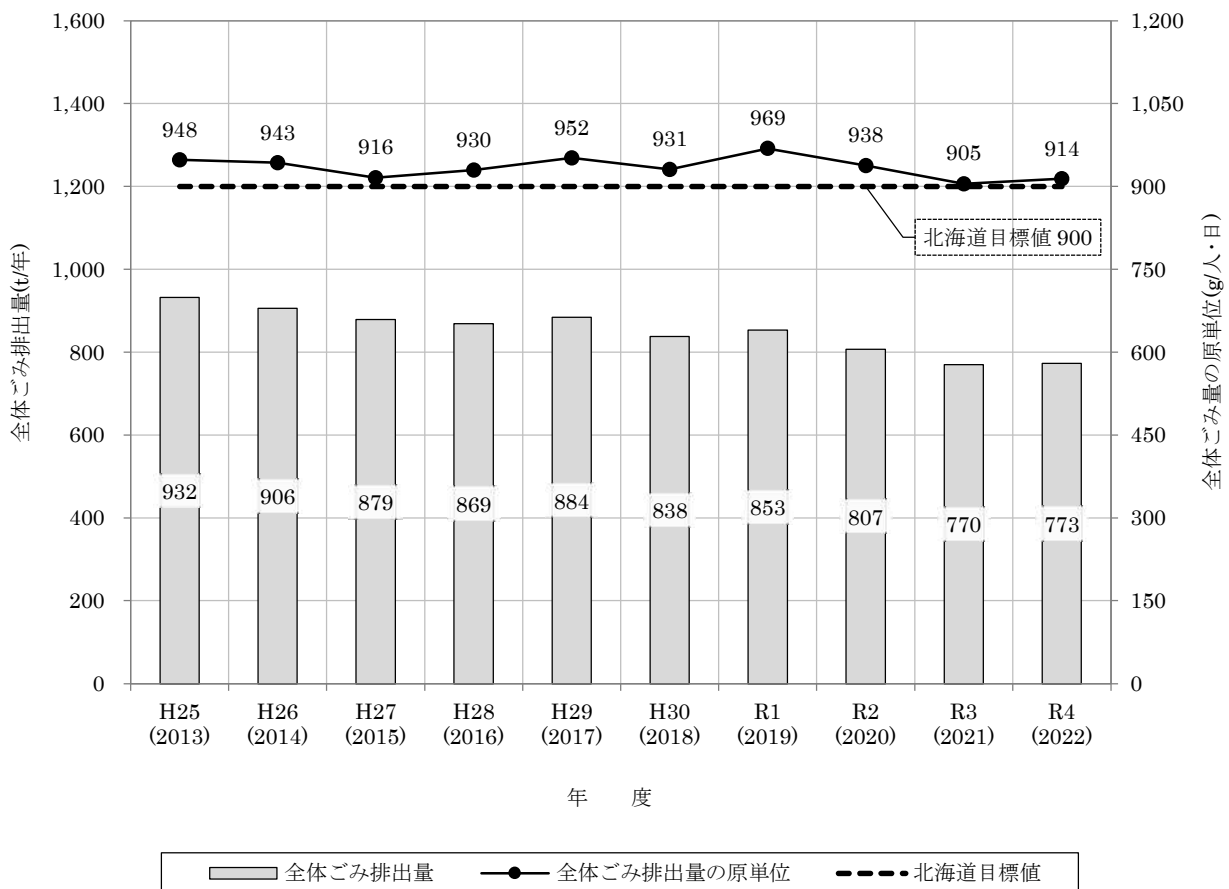


図 5.1 全体ごみ排出量の実績・推移

6. ごみ処理の課題

(1) ごみ減量化に関する課題

①ごみ排出量の発生・抑制

全体ごみ排出量は令和 4 年度(2023 年度)で 773t と平成 25 年度(2013 年度)に対して約 83%であり、計画収集人口における同年比の約 86%よりも約 3 ポイント低いことから着実に減少していることが伺えます。

今後も引き続き、町民、事業者、行政が一体となった 3R 運動を推進し、排出量そのものの抑制に努めることが求められます。

②可燃ごみ排出量の割合の抑制

全体ごみ排出量が着実に減少する中で、その内訳をみると、可燃ごみの割合が増加しており、令和 2 年度(2020 年度)以降、全体の約半分以上を占めています。

ごみ排出量の発生・抑制に向けては、その多くの割合を占める可燃ごみの適正な分別・収集と減量化を如何に進めるかが課題です。

③町民 1 人 1 日当りの家庭系ごみ排出量の発生・抑制

全体ごみ発生量の原単位は、令和 4 年度(2023 年度)で 914g と、北海道目標値である 900g 以下の達成まであと 14g と僅かです。

一方、家庭系ごみ排出量の原単位は、同年度で 815g と、北海道目標値である 550g 以下の約 1.5 倍であり(815÷550=1.48 倍)、達成することが困難な状況です。

また、資源ごみを除く家庭系ごみ排出量の原単位についても同年度で 511g と、北海道目標値である 440g 以下の約 1.2 倍であり(511÷440=1.16 倍)、削減に向けた町民 1 人 1 人の努力がより一層求められています。

(2) 分別・収集に関する課題

①リサイクル体制の強化

全体ごみ排出量に対する再生使用量を示すリサイクル率は、後期 5 ヶ年平均値で 20.3%と、富良野市(60.5%)や中富良野町(44.4%)、そして北海道平均値(23.5%)よりも低く、前期 5 ヶ年平均値の 20.0%からほぼ横ばいの状況です。

北海道目標値である 30.0%以上の達成に向けて、資源ごみの分別・収集を徹底する必要があります。

また生ごみ全体量に対する堆肥化量の割合は、令和 4 年度(2022 年度)で 14.9%と、過去 10 年間で最大値を示しており、引き続き適正な分別・収集による堆肥割合の維持・向上が求められます。

②効率的な分別・収集の実施

本町における年間処理経費は、1t 当たり及び 1 人当たりともに富良野生活圏における 5 市町村の中で最も高額であり、近年、増加傾向を示しています。

効率的で経済的な分別・収集の実施に向けて、地域との連携による集団回収の実施や回収ボックスの設置を検討すること、また将来における人口減少や高齢者人口の増加を見据え、収集回数や収集ルートの見直し等を検討する必要があります。

(3) 中間処理に関する課題

①広域分担による中間処理施設の長期的な利用

富良野生活圏の 5 市町村は、廃棄物の広域処理に向けて適切な役割分担と関係市町村の連携・協力のもと廃棄物循環型社会の構築を目指し、様々な取組を推進しています。

今後も関係市町村との連携・協力による広域分担の継続、ごみ処理施設の効率的な運営、新たな資源化の推進等について検討していく必要があります。

特にごみの分別は、最終処分量の削減やリサイクル率の向上にも寄与することから、広域圏内の分別品目の統一を検討する必要があります。

②町の中間処理施設の計画的な維持・補修など

広域分担処理施設である南富良野町小動物焼却施設は、富良野生活圏の 5 市町村からの小動物死体を焼却する施設であり、平成 16 年(2004 年)の供用開始から約 18 年を経過し、施設機器の老朽化が懸念される所です。

施設の長寿命化に向けた設備・機器の維持補修や更新を計画的に実施する必要があります。また処理施設の稼働に際し、維持管理費、修繕費、改修工事費の運営資金が高騰しており、処理経費を如何に抑制するかが課題です。

(4) 最終処分に関する課題

①最終処分場の長期的な利用の推進

南富良野町一般廃棄物最終処分場は、供用開始の平成 16 年度(2004 年度)から約 18 年を経過し、現在も利用中です。

令和 5 年(2023 年)6 月末に実施した測量調査の結果、満杯になるまでの残り期間は約 4.5 年で、令和 9 年(2027 年)12 月には埋立が完了すると予測されます。

埋立処理対象である不燃ごみの削減と資源ごみの分別・徹底による既存の最終処分場の長期延命化と合わせて、次期最終処分場の整備・検討を進める必要があります。

②最終処分場の適正な管理

最終処分場の利用にあたっては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(厚生省)に基づき、廃棄物を飛散及び流出させず、悪臭を発散させず、また、地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる必要があります。

南富良野町一般廃棄物最終処分場の長期的な利用に向けて、その影響が周辺地域に及んでいないことを確認するよう、今後も最終処分場の適正な維持管理に努める必要があります。

③効率的な最終処分の実施

本町における年間最終処分経費は、1t 当りでは富良野生活圏の中で最も高額であり、また 1 人当りでは占冠村に次いで高く、富良野市の約 72.9 倍の経費となっています。

効率的で経済的な最終処分の実施は、既存の最終処分場の維持管理と、次期最終処分場の整備に向けても大きな課題です。

(5) その他の課題

①製品プラの分別・収集と再商品化の検討

プラスチック使用製品廃棄物(以下「製品プラ」という。)については、プラスチック資源循環法の施行により、分別・収集と再商品化の対象となりました。

現在、本町では製品プラを不燃ごみとして収集し、埋立処分しています。

既存の最終処分場や次期最終処分場の整備計画における埋立ごみの減容化に向けて、本町においても分別・収集と再商品化を検討する必要があります。

②不適正なごみの排出・抑制

ごみステーションでは、指定収集日の前日のごみ出しや、適正な分別がされていない場合があります、周辺環境の悪化や収集作業が滞るといった問題がみられます。

ごみ出しに関するルールの周知・徹底の他、警告シールを貼り収集しないとといった具体的な対策を今後も維持・継続する必要があります。

また本町では、7月の「かなやま湖湖水まつり」の開催など、多くの観光客が訪れます。不法投棄やポイ捨てを未然に防止するよう、警察機関と行政、町民、事業者の連携・協働による監視、パトロール体制の強化などを検討する必要があります。

③災害廃棄物への対応・検討

環境省では、廃棄物処理法、災害対策基本法に基づく防災基本計画及び環境省防災業務計画に基づき、廃棄物対策指針(改訂版 平成30年(2018年)3月)を策定しています。

また北海道では、上記の対策指針や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」に基づき、平成30年(2018年)3月に「北海道災害廃棄物処理計画」を策定しています。

本町においても、令和4年度(2022年度)に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の収集・運搬と適正な処理・処分を進める必要があります。

7. 計画の基本方針

南富良野町第6次総合計画では、まちの将来像を『地域の自然を活かし協働と共創で築くまち 南富良野』と掲げています。

本計画の基本方針については、環境衛生部門が目指す『廃棄物のリサイクルと適正処理を推進することで、資源を効率的かつ有効に利用する環境への負荷の少ない循環型社会の形成』の実現に向けて、以下の項目・内容を設定します。

基本方針 1：適正なごみ処理の推進

発生したごみについては、町民、事業者、そして町(行政)が責任をもって①排出抑制(リデュース)に努めること、また資源化に向けて②再使用(リユース)・③再生利用(リサイクル)に取り組むなど、町民、事業者、町(行政)の連携・協働による適正なごみ処理の推進に努めます。

基本方針 2：ごみ排出の抑制と資源化の推進

ごみになるような不要なものは「買わない・売らない・作らない」を基本にごみの発生を抑制し、生産段階からごみを出さないようにします。

またリサイクル率の向上に向けて、資源ごみを効率的に回収するよう、行政によるステーション回収の他、学校による集団回収など、町民や事業者との連携・協働による資源化を推進します。

基本方針 3：広域的共同処理の推進

富良野広域連合環境衛生センターや上富良野町クリーンセンター、富良野生活圈資源回収センターなどの広域分担処理施設の効率的な運営に向けて、処理困難なごみが搬入されることのないよう、分別収集やごみ出しのルールに関する指導を徹底します。

基本方針 4：効率的なごみ処理の実現

快適で安全な生活環境を保全すると共に、質の高い行政サービスとコスト抑制に向けた効率的なごみの収集・運搬・処理を実現するよう、必要に応じて、ごみ出しのルール、ステーションによる収集回数や収集ルート等の見直しを検討します。

基本方針 5：最終処分量の削減と最終処分場の適正管理

本町の不燃ごみと粗大ごみを埋立処分する南富良野町一般廃棄物最終処分場は、令和9年(2027年)12月には埋立が完了すると予測されます。

埋立処理対象である不燃ごみの削減と資源ごみの分別・徹底による長期延命化と合わせて、次期最終処分場の整備・検討を進めます。

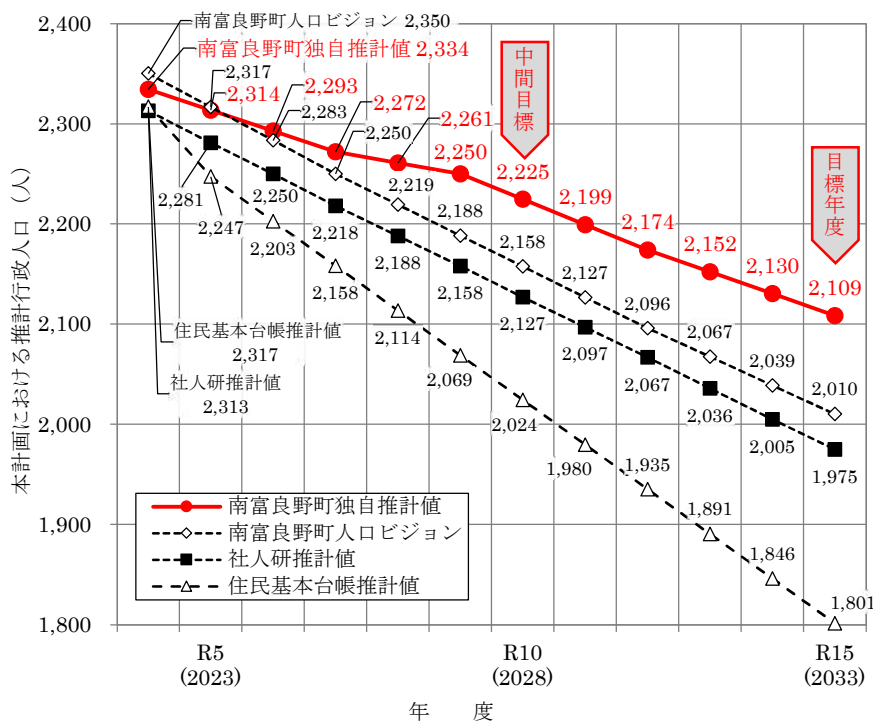
8. 将来目標

10カ年実績からのトレンド(推計)法による将来予測値と、北海道廃棄物処理計画〔第5次〕による目標値を踏まえ、本計画の将来目標値を設定します。

表 8.1 全体ごみ排出量に関する計画目標値の設定

項目	R5(2023) 計画策定時	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
【将来人口(計画収集人口)】	2,314人	2,225人	2,109人
(1)全体ごみ排出量	773t	676t	610t
原単位	915g/人・日	832g/人・日	792g/人・日
(2)家庭系ごみ排出量	673t	574t	508t
原単位	794g/人・日	707g/人・日	660g/人・日
原単位(資源ごみ等を除く)	501g/人・日	450g/人・日	440g/人・日
(3)事業系ごみ排出量	102t	102t	102t
原単位	120g/人・日	126g/人・日	133g/人・日
(4)リサイクル率	20.0%	20.6%	20.5%
(5)生ごみ収集量に対する堆肥化量の割合	15.0%	17.5%	20.0%
(6)埋立処分量	62t	59t	56t
原単位	73g/人・日	73g/人・日	73g/人・日

【将来人口(計画収集人口)】



南富良野町第6次総合計画の策定にあたって実施した将来行政人口の推計結果である『南富良野町独自推計値』を採用します。

図 8.1 各推計による行政人口の結果

(1) 全体ごみ排出量の原単位に関する計画目標値

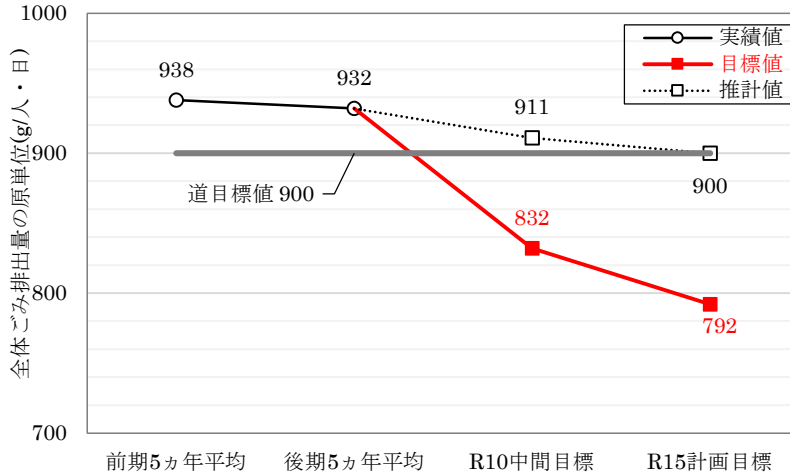


図 8.2 全体ごみ排出量の原単位に関する計画目標値

道の目標値 900g 以下を踏まえ、将来に向けて更なる削減を目指すものとし、目標年度の原単位は推計値 900g の 12% の削減を努力目標値とした 792g と設定します。

(2) 家庭系ごみ排出量(資源ごみ等除く)の原単位に関する計画目標値

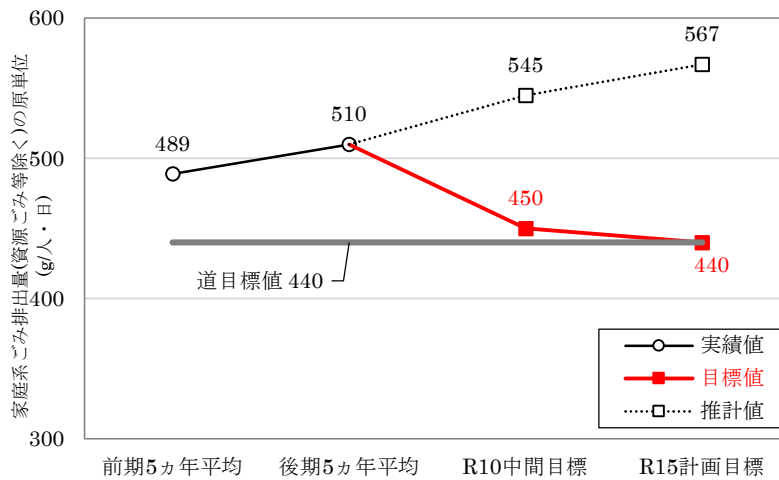


図 8.3 家庭系ごみ排出量(資源ごみ等除く)の原単位に関する計画目標値

目標年度の推計値は 567g です。将来的には道の目標値 440g 以下を達成することを目指します。

(3) 事業系ごみ排出量に関する計画目標値

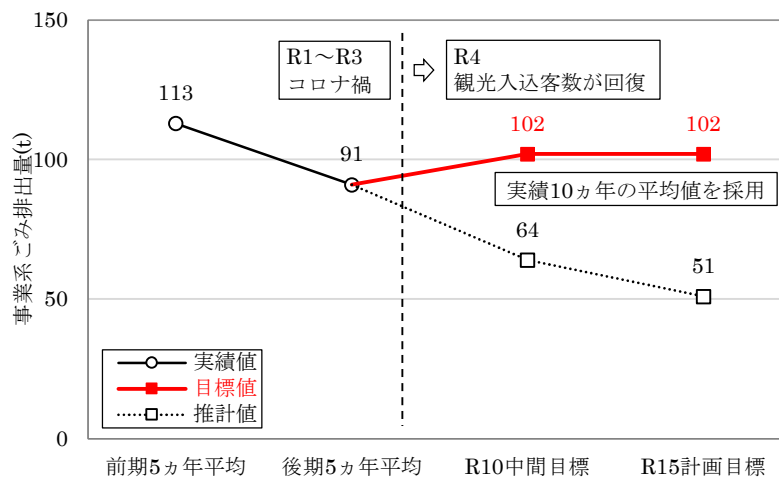


図 8.4 事業系ごみ排出量に関する計画目標値

事業系ごみ排出量はコロナ禍で大きく減少しました。コロナ禍以降の回復を見込み、実績 10カ年の平均値である 102t を維持するものとしします。

(4) リサイクル率に関する計画目標値

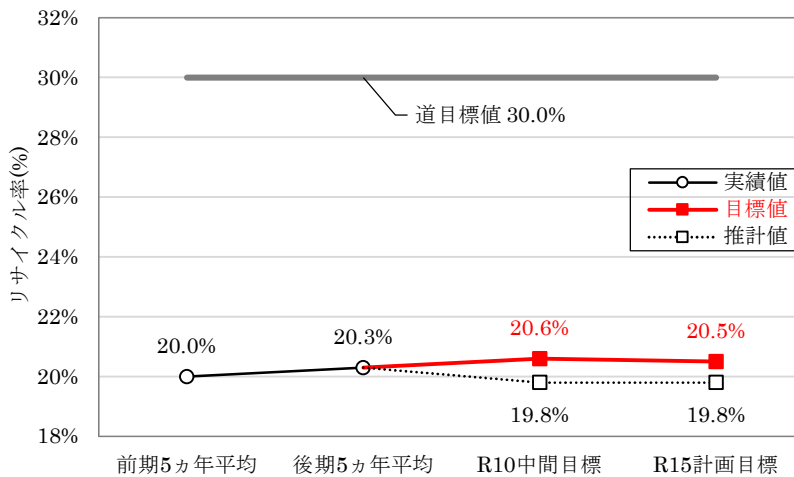


図 8.5 リサイクル率に関する計画目標値

道の目標値 30.0%以上とは推計値で10ポイントもの差があり、達成が困難です。

(資源ごみも含む)全体ごみの排出量を少なくする 3R 運動を推進し、リサイクル率については 20.6%程度を維持するものとします。

(5) 生ごみ収集量に対する堆肥化量の割合に関する計画目標値

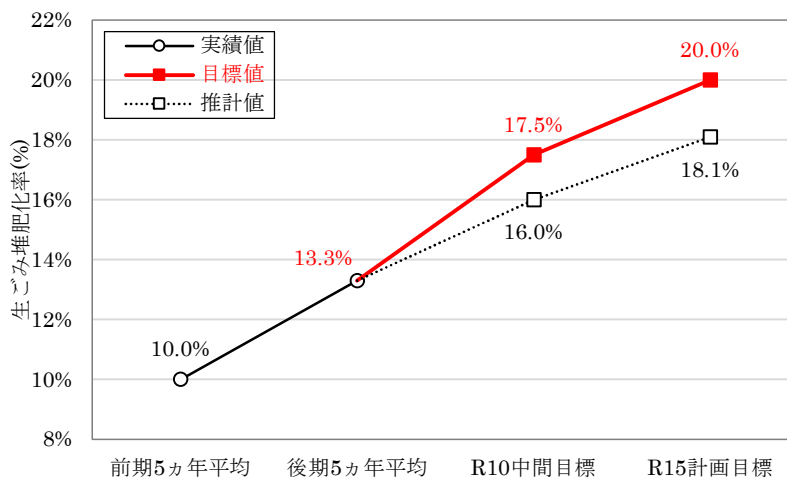


図 8.6 生ごみ収集量に対する堆肥化量の割合に関する計画目標値

令和 4 年度(2022 年度)の実績・割合である約 15.0%から年当たり 0.5%の増加を見込んだ 20.0%と設定します。

(6) 埋立処分量に関する計画目標値

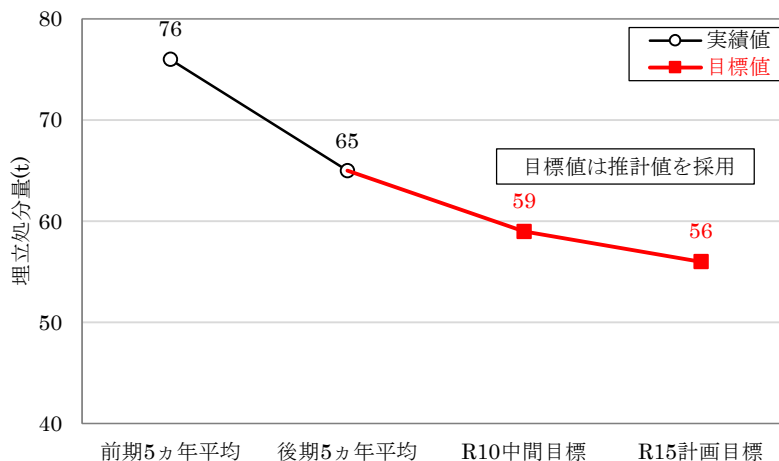


図 8.7 埋立処分量に関する計画目標値

実績 10 年の平均値である 71t に対して約 20%程度の削減に相当する推計値 56t と設定し、最終処分場の長期延命化を目指します。

9. 目標達成に向けた各主体の役割

(1) 市民の役割

- 3R 運動に対する理解を深め、自発的な研修会や学習会などの実施に努めます。
- 買い物袋の持参、不必要な梱包の自粛、リターナブル容器の利用、使い捨て商品の使用削減に努めます。
- 家庭から分別の徹底を図ります。また資源物の回収拠点等を積極的に活用します。
- 容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めます。
- 市民や団体による古新聞などの集団回収や衣類、家庭用品などの不用品の受渡しの積極的な実施に努めます。
- 市民全体で、必要のないものを断ることを示し、スーパーのレジ袋を断りエコバックを使用する他、レストランなどで割り箸を断り、マイ箸などを使用します。

(2) 事業者の役割

- 事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、事業所内で排出抑制に努める他、再生利用で循環させるよう努めます。
- 発生源における排出抑制については、原材料の選択や製造工程を工夫するなど、事業者自ら排出するごみの抑制に努めます。
- 過剰包装の抑制。また容器包装の簡易化や繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造、販売に努めます。
- 廃棄物となる食品を排出する小売業者においては、消費期限前に商品を撤去及び廃棄する等の商慣行を見直し、食品が廃棄物にならないよう販売方法を工夫します。
- 販売事業者は、拠点回収店としての役割を意識し、白色トレイなどの事業者が再資源化を図ることが効率的なものは、自主回収ルートを確立するよう努めます。
- ごみ処理方法の改善や循環型社会の形成に関わる情報を市民や行政に提供し、情報の共有化に努めます。

(3) 町(行政)の役割

- 本町におけるごみの減量化及び再生利用を図るため、各主体の役割分担を明確にし、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策を推進します。
- 市民及び事業者に対して、ごみの減量化や適正な分別に関する啓発や情報提供を引き続き行います。また学校や地域社会において、書籍の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に努めます。
- 市民や事業者の環境問題に取り組む場所を提供し、人材派遣や情報及び資料の提供を行うなど、支援や教育の促進に努めます。
- マイバッグ運動などの 3R 運動の普及・啓発と、市民、事業者が 3R 運動を実践しやすい仕組みの構築に努めます。また事業者に対して店頭回収の協力を要請します。
- 市民や事業者がごみ出しのルールその他、リサイクル関連法やプラスチック資源循環法など法規制を正しく理解し、運用できるよう普及・啓発に努めます。

10. 目標達成に向けたソフト施策

(1) 教育・啓発活動の施策

町民の役割	事業者の役割	町(行政)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ出しルール(家庭ごみの分別収集、ごみ収集カレンダー)の理解と適正な分別の取組 ○集団回収や拠点回収など地域単位や団体による活動への参加・協力 ○施設見学会(視察・見学・体験学習)や説明会等への参加・協力 ○資源の浪費型から、環境に配慮したライフスタイルへの見直し ○SNS等の利用による町民の他、北海道そして全国の人々を交えた情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理や廃棄物の抑制、SDGs などに関する従業員への環境教育の実施 ○ISO14001^{※1}やエコアクション21^{※2}を導入するなど、環境全般への配慮・取組 ○SNS等の利用による事業者間での情報交換 ○企業主体によるイベント、環境教育の実施(例：リユース食器の利用など) <p>※1：ISO 14001とは、国際標準化機構(ISO)によって定められた環境マネジメントシステムの規格です。</p> <p>※2：エコアクション21とは、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムのことです。組織や事業者等が環境へ配慮した取組を主体的・積極的に行うための方法を定めたものです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○町広報紙やホームページによる環境情報の提供 ○ごみ出しルール(家庭ごみの分別収集、ごみ収集カレンダー)の配布及びインターネットでの公開 ○ごみ出しルールについて、観光客や高齢者、外国人の方が理解できる仕組み・方法や支援策の検討 ○施設見学会(視察・見学・体験学習)の受入れ対応と説明会等の開催・検討 ○観光など事業系一般廃棄物排出事業者への減量化、資源化の啓発・協力 ○携帯端末、アプリなどを利用したごみ収集日などの情報の提供 ○環境施策に関する先進的な自治体との情報交換 ○「道の駅南ふらの」等の観光施設や「かなやま湖湖水まつり」といったイベントでのごみ排出の抑制、不法投棄の防止に関する周知活動

(2) 排出抑制の施策

町民の役割	事業者の役割	町(行政)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮型製品の利用(過剰包装や使い捨て容器の辞退、簡易包装商品の利用・購入) ○マイバッグ運動(エコバッグやマイ箸、マイカップなどの持参) ○レンタル・リース商品の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○過剰包装の中止や使い捨て容器の自粛 ○詰め替え商品の販売や、ばら売り、量り売りの推進 ○レジ袋の削減 ○環境配慮型製品の製造・販売 ○製品の長寿命化やアフターサービス体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理手数料の徴収を継続すると共に、料金や徴収方法、収集方法などの必要に応じた見直し ○環境配慮型製品の利用・推進 ○マイバッグ運動の啓発・推進

(次頁に続く)

(前頁より続く)

町民の役割	事業者の役割	町(行政)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロスの削減(計画的に食品を購入し使い切る) ○生ごみの堆肥化等自家処理の推進、水切りの徹底などによる減量化 ○物の長期間使用の推進(詰め替え商品の使用や修理による長期間使用など) ○携帯電話などの店頭回収の利用 ○不要な買いだめを行わない ○製品プラの過度な利用の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみの自家処理やエネルギーとしての有効活用 ○廃棄物の減量化計画の策定や、目標の設定など ○飲食店においては、つくりすぎの抑制、持ち帰りへの協力 ○裏紙の使用など、紙ごみの削減 ○製品プラの使用に対し、再商品化など環境に配慮した取組の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパー・小売店に対し、レジ袋の削減、過剰包装の自粛やトレイなどの回収促進の呼びかけ ○事業者として、物の長期間使用を推進するなど、自ら排出抑制策を実施 ○処理・処分施設の維持管理と長寿命化の推進

(3) 再使用・再生利用の施策

町民の役割	事業者の役割	町(行政)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○リターナブル容器を使用している商品の購入 ○リユース商品などの活用 ○フリーマーケット、リサイクルショップの活用 ○再生素材、リサイクル製品の購入 ○グリーン購入の実践 ○プラスチックごみの分別ルール(容器包装プラスチック製品が対象、一般ごみや生ごみは絶対に入れない等)の徹底 ○ペットボトル等のリサイクルごみの分別ルール(軽く洗って、水をよく切ってから出す等)の徹底 ○生ごみの分別ルール(異物は絶対に入れない等)の徹底 ○学校による集団回収や福祉施設による回収、スーパーでの店頭回収などの積極的な利用 ○家電リサイクル法、資源有効利用促進法の対象となる不要家電の小売店などへの引渡し ○下取りサービスの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済み製品・部品の再使用 ○容器包装資材の再使用 ○再使用が容易な製品や部品の開発・製造 ○再生品の販売・利用 ○資源回収ボックスの設置 ○グリーン購入*の実践 ○分別排出の徹底 ○廃食用油の回収・有効利用 ○製造業者や流通業者による自主回収・資源化の促進 ○再資源化を実施する廃棄物処分業者への処分委託 ○資源化・リサイクル施設の整備 ○原材料の選定の際には廃棄物の排出が少ないものを選ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ○資源ごみに関する既存の分別・収集体制の維持 ○ごみ・資源物の適正な分別・排出に関する指導 ○「道の駅南ふらの」等の観光施設や「かなやま湖湖水まつり」といったイベントでの資源ごみの分別・回収ボックスの設置 ○再資源化業者や回収業者との連携・協力による分別収集の徹底と資源化の推進 ○環境配慮型製品の購入 ○役場など公共施設内での資源物の回収 ○トナーカートリッジやビン類など引取りルートがあるものは回収協力店で引き取ってもらうよう徹底 ○集団回収の促進 ○製品プラの分別・収集と再資源化の検討

11. 収集及び処理・処分の施策

(1) 収集・運搬計画

廃棄物の収集・運搬は、周辺環境に配慮し、衛生面と安全面に優れた収集・運搬体制を維持・確立します。

経費抑制と収集の効率化に向けて、ごみステーションの変更や、収集回数・ルートの見直しを適宜行うとともに、現在の分別によるごみ収集について、より一層の 3R 運動の推進に対応できるよう、新たな分別区分とそれに応じた収集・運搬計画など体制づくりを検討します。

また水分が多く、収集・運搬の手間となる生ごみについては、家庭での通年処理が可能な堆肥化等自家処理設備やディスポーザー^{*}の設置等、有効な方法について検討を進めます。

※：調理用の流し台の下部に接続している排水設備に直接取り付ける生ごみ粉碎機

(2) 中間処理・リサイクル計画

① 広域分担処理施設の共同整備と利用

富良野広域連合環境衛生センターや上富良野町クリーンセンター、富良野生活圏資源回収センターなどの広域分担処理施設の共同整備と利用を継続します。

本町の広域分担処理施設である南富良野町小動物焼却施設については、平成 16 年(2004年)の供用開始から約 18 年を経過し、設備機器の老朽化が懸念されるところです。

関係 5 市町村からの動物死体の焼却処理量は、将来令和 14 年度(2032 年度)で 7t/年と見込まれています^{*}。施設を長く安定して使用することができるよう、計画的な焼却炉の改修と設備機器の補修及び適正な維持管理を進めます。

※：第 3 次富良野生活圏一般廃棄物(ごみ)広域分担処理基本計画(令和 5 年 2 月)

② 容器包装以外のプラスチックの資源化の検討

本町で発生する一般廃棄物のうち、プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源物として分別・収集する一方、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品は、不燃ごみとして収集しています。

プラスチック資源循環法に基づき、容器包装以外のプラスチックの資源化に向けた取組を検討します。

③ 再生エネルギーの活用

富良野生活圏では、全ての関係市町村が「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明しています。

焼却処理する可燃ごみの減量化とともに、ごみ処理施設の電力に関する太陽光やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を検討します。

(3) 最終処分計画

① 既存の最終処分場の延命化と適正な管理

最終処分場である南富良野町一般廃棄物最終処分場について、埋立処理対象である不燃ごみの削減と資源ごみの分別・徹底による長期延命化と適正な維持管理を進めます。

②既存の最終処分場の延命化に向けた軽微変更の届出・検討

一般廃棄物最終処分場について、遮水層や擁壁または堰堤といった主要設備に変更がなく、かつ10%以上の埋立量の増加がない場合は、廃棄物処理法第9条第1項ただし書きの環境省令で定める軽微な変更該当します。

既存の最終処分場の延命化に向けて、上記10%以上の埋立量を超えない中での軽微変更の届出を検討します。

③次期最終処分場の整備

現在の南富良野町一般廃棄物最終処分場は、令和5年(2023年)から約4.5年後の令和9年(2027年)12月に埋立が完了すると予測されています。

次期最終処分場について、令和10年度(2028年度)頃の供用開始を目標に整備するものとし、現地測量や環境影響評価など建設に必要な調査と、土木・建築や設備に係る設計及び施工監理について、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用しつつ計画的に進めます。

④既存の最終処分場の廃止と鋼材の有効活用

既存の最終処分場の埋立終了後、技術上の基準省令^{*}に基づく廃止の手続きを行った後、屋根施設等の解体並びに跡地利用を進めます。

屋根施設の解体に伴う柱や梁等の鋼材については、限りある資源の有効活用の視点から次期最終処分場での活用を検討します。

※：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

(4) その他のごみに関する施策

①災害廃棄物の処理

本町では令和4年度(2022年度)に災害廃棄物処理計画を策定し、地震と水害に対する種類別の災害廃棄物発生量については地震時で63t、水害時2,223tと推計しています。

災害廃棄物の処理可能量について、可燃ごみを処理する上富良野町クリーンセンターでは、本町分として2.7年間で700tの余裕が見込まれる一方、不燃ごみなどを埋立処分する南富良野町一般廃棄物最終処分場については、「約4.5年後の埋立完了」であり、災害廃棄物の処分の余裕が見込まれる「10年後残余容量」がありません。

一般廃棄物処理施設の処理可能量の不足といった問題に対し、富良野生活圈域市町村をはじめとする道内自治体や民間事業者との協力体制を構築します。

②不適正なごみ処理と不法投棄の防止

ごみステーションにおける不適正な分別に対しては、ごみ出しルールの周知・徹底の他、警告シールを貼り収集しない等の対策を今後も維持・継続します。

町(行政)は、不法投棄やポイ捨てを許さず、発見した場合は適正に対処するとともに、未然に防止するよう、警察機関と町(行政)、町民、事業者の連携・協働による監視、パトロール体制を強化します。

③処理困難物への対応

テレビや冷蔵庫などの家電リサイクル法対象製品の他、ピアノやタイヤ、バッテリーなどの処理困難な廃棄物については、今後も町による収集、運搬及び処分をしないものとしします。



南富良野町 ごみ処理基本計画の概要

令和6年(2024年)3月

南 富 良 野 町

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅 867 番地
担当：建設課 環境衛生係
電話 0167-52-2112